

春日ロジャース団則

第 1 章 名称

第 1 条 本団は、茨木少年軟式野球連盟”春日ロジャース”という

第 2 章 目的・事業

第 2 条 本団は、茨木少年軟式野球連盟の目的に準じ健康な心身を養い友愛と協力による喜びを学び立派な社会人に育つことを目的とする。

第 3 条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- 1 茨木少年軟式野球連盟の行なう大会の参加
- 2 各種レクリエーション行事
- 3 その他目的の達成に必要な事業

第 3 章 団員

第 4 条 本団に入団するには監督に申し込み、球団代表が承認し、入団申込書に同意し提出しなければならない。

第 5 条 本団に入団するには保護者が承認しなければならない。

第 6 条 本団に入団するにはスポーツ傷害保険に加入しなければならない。

第 7 条 本団の行なう活動時における団員の事故について、本団は一切その責任を負わない。

第 8 条 本団の団規則を守り得る者でなければならない。

第 9 条 本団の団員は小学生を対象とする。

第 4 章 団規則

第 10 条 本団員は次の事項を守り行なわなければならない。

- 1 礼儀正しく、明るく、返事ははっきり、親や目上の人の言うことは素直に聞くこと。監督やコーチの注意は真剣に聞き、それをしっかりと守ること。
- 2 勉強にも一生懸命取り組むこと。
- 3 人に負けない自分になるために強い心を持ち、なんでも人に頼らないこと。
- 4 人の悪口を言ったり人に迷惑をかけないで、友達と仲良く助け合い励まし合うこと。
- 5 人と約束したことは必ず守り責任を持って、自分のことは自分ですること。
- 6 チームワークを乱す行動は絶対しないこと。また、他人の気持ちになって考え、行動する思いやりを持つこと。
- 7 その日の事は必ず親に報告すること。
- 8 練習または大会などで休む場合は必ず連絡すること。

第 5 章 役員

- 第 11 条 本団は次の役員を置く。
連盟理事 1名 総監督 1名
監督 1名 コーチ 3名以上
監督、コーチの任命は、コーチ及び育成会との協議により決定する。
監督、コーチの任期は1年とする。但し再任を妨げない。

第 6 章 罰則・退団

- 第 12 条 団員が次の行為を行なった時は、即時、練習及び試合出場の停止、または、除名とする。
- 1 無届けで団が行なう行事をたびたび休んだとき。(再三の注意をきかないとき)
 - 2 本団の団則を守らぬ場合。(再三の注意をきかない時)

第 7 章 練習・大会

- 第 13 条 本団の練習原則として、土曜・日曜・祝日の指定時間とする。
グラウンド及び天候等の都合上練習を中止したり、時間を変更することもある。
- 第 14 条 茨木少年軟式野球連盟が行なう大会はできる限り全員が参加し応援や試合に励むこと。

第 8 章 連絡・集合

- 第 15 条 本団が行なう行事(練習・大会・その他)の連絡方法は次の方法で行なうものとする。
監督より所定の連絡網を通じ各団員へ連絡するものとする。
- 第 16 条 集合時間及び場所の通知は第15条の方法で行なうものとする。
- 第 17 条 本団が行なう行事(練習・大会・その他)で休む場合は次の方法で行なうものとする。
- 1 事前に分かっている場合は、前練習時に監督・コーチへ、また、やむをえない場合は、当日集合時間までに育成会会長まで、理由及び期間を連絡するものとする。
 - 2 当日集合時間までに連絡がない場合は無断欠席とする。

第 9 章 会費

- 第 18 条 本団の会費は月3,500円とし、毎月第1日曜日に納入しなければならない。
- 第 19 条 本団の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末までとする。
- 第 20 条 本団に入団する場合は、入会金1,500円を納入すること。

第 10 章 年会費

- 第 21 条 年度10,000円とし、前期3月に5,000円、後期9月に5,000円を納入する。
- 第 22 条 本団の会計年度は毎年3月1日より翌年2月末までとする。
- 第 23 条 納入先は会計とし、期日までに納入すること。

第 11 章 附則

- 第 24 条 本団規則を改廃する場合は総会において2分の1の賛同を得て決議するものとする。

本規則は、平成27年4月1日より施行する。

本規則は、平成30年1月8日より施行する。